

第3842号議案

第244回福岡県都市計画審議会議案

令和6年7月26日（金）

目次

[illegible]

第 3 8 4 2 号議案

6 都 第 9 3 3 号
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次の事項について付議します。

福岡広域都市計画区域区分の変更について

令和 6 年 7 月 2 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画区域区分の変更

福岡広域都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分 \ 年 次		平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		2,393千人	2,540千人
市街化区域内人口		2,272千人	2,419千人
配分する人口		－	2,312千人
保留する人口		－	107千人
(特定保留)		－	0人
(一般保留)		－	107千人

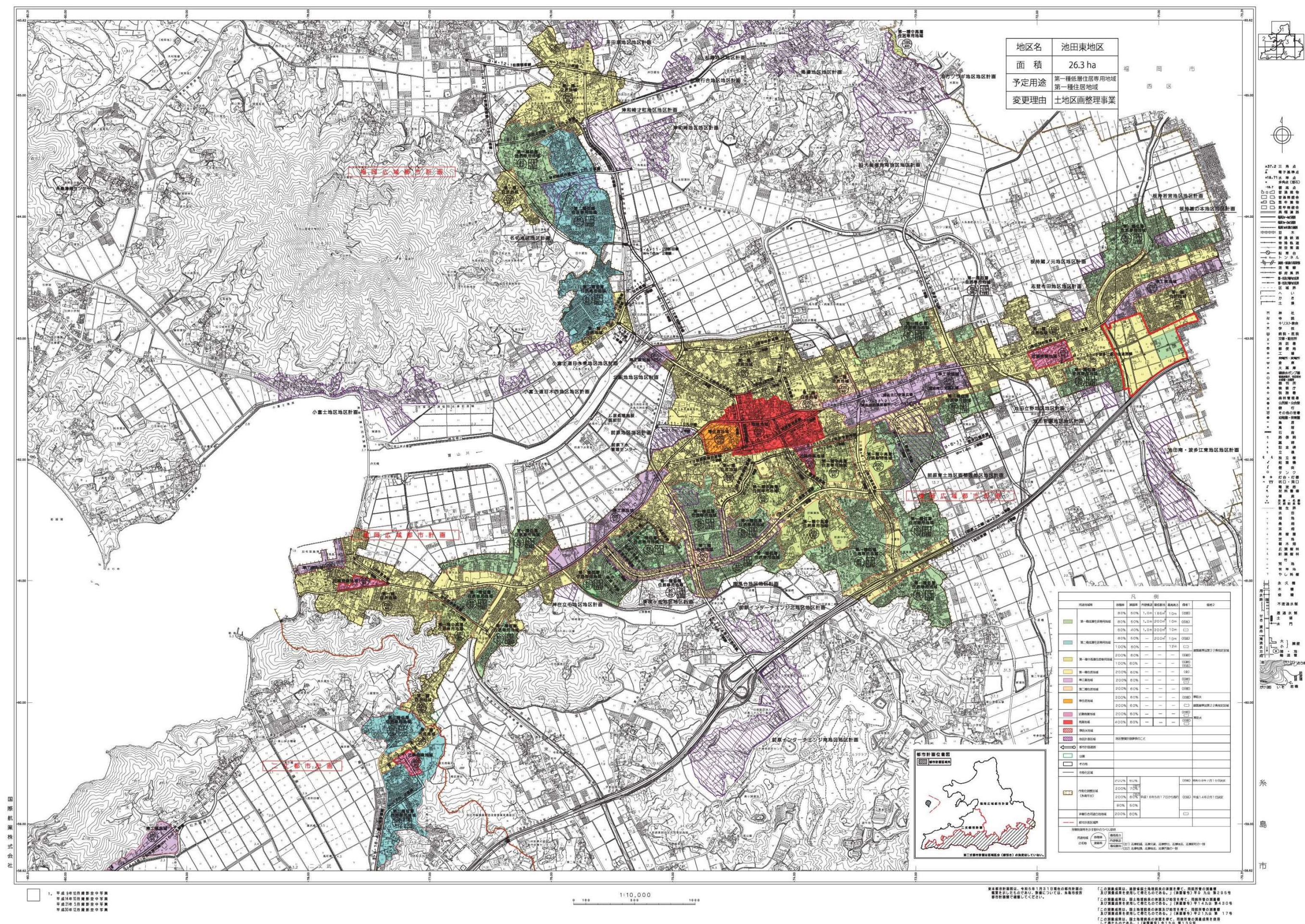
(注) 四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

変更理由

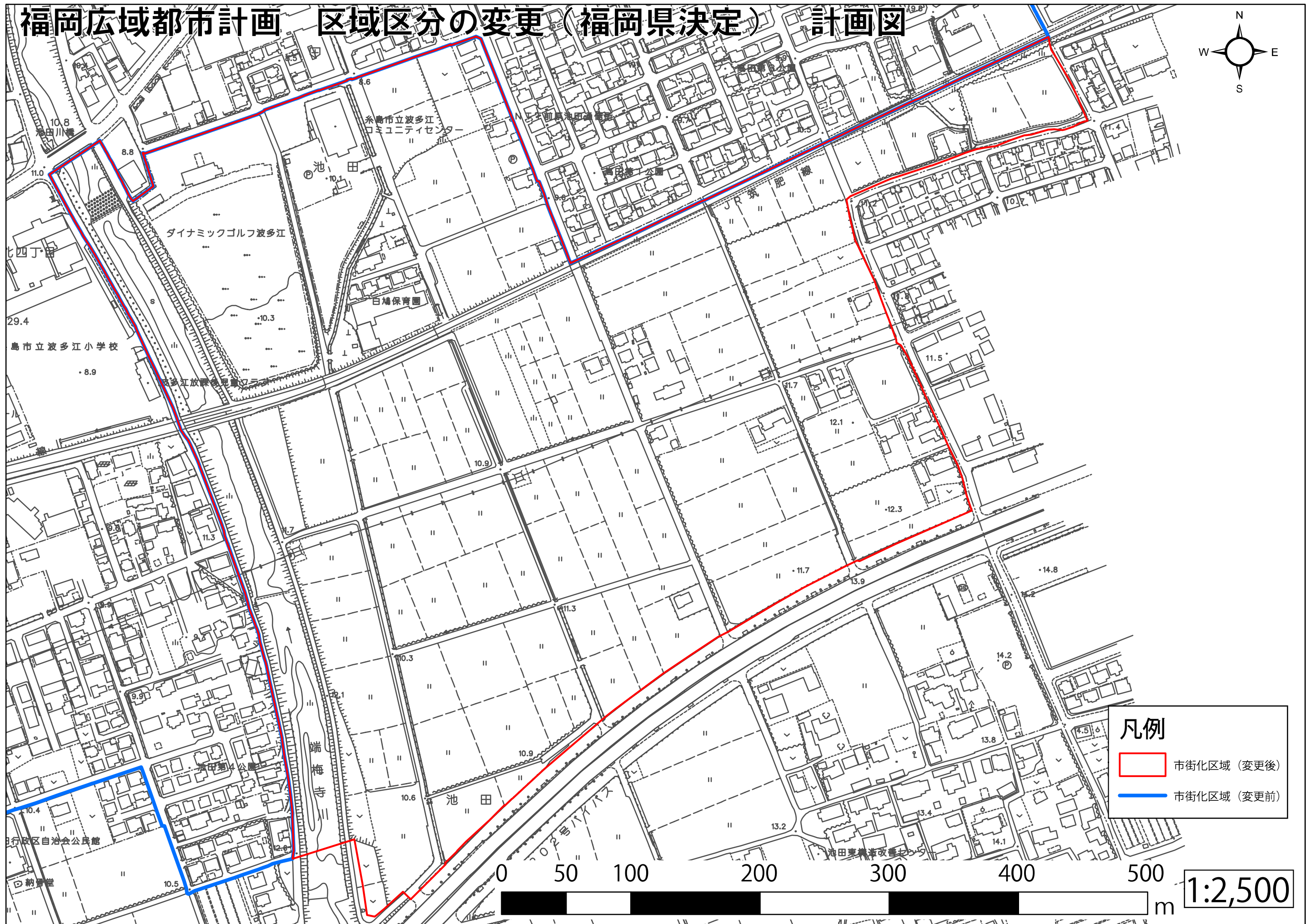
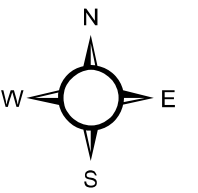
本都市計画区域は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の「土地利用に関する主要な都市計画の決定方針」において、「市街化調整区域とされている区域の一部において、土地区画整理事業などによる計画的な市街地整備を検討する場合は、当該地区の農林漁業との調整を図りつつ、市街地整備の見通しが明らかになった段階で、計画的に市街化区域に編入を行うものとする。」と定めています。

今回、土地区画整理事業により計画的な市街地整備が確実と見込まれることから、保留された人口フレーム内で市街化区域に編入するものです。

福岡広域都市計画総括図（糸島市）



福岡広域都市計画 区域区分の変更（福岡県決定） 計画図



凡例

市街化区域（変更後）

市街化区域（変更前）